

○高知市特別職報酬等審議会条例

昭和49年4月30日
条例第35号

(設置)

第1条 議員報酬等の額について審議し、市長に勧告するほか、市長の求めに応じて議員報酬等の額について意見を述べる機関として、高知市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議し、市長に勧告すること。
- (2) 高知市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第19号)第4条第1項に規定する政務活動費の額について、市長の求めに応じて審議し、意見を述べること。
- 2 市長は、前項の規定による審議会の勧告及び意見を尊重するものとし、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額並びに政務調査費の額に関する条例を議会に提出するときは、当該勧告又は意見を受けた後にこれを提出するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は高知市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、定例会並びに臨時会とし、定例会は、毎年1回開催するものとする。
- 3 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第47号)は、廃止する。

附 則(平成17年1月1日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の施行の日から施行する。